

受験者数は再び減少して25人、平均点も下がって約7.0でした。

- 01 AがYに対して有する債権をBとXに二重譲渡した。BがAの委任を受けて確定日付のない譲渡通知をYに持参し、YがBに弁済したところ、翌日、確定日付のあるXへの譲渡通知の内容証明郵便がYに到達した。~~Yは、Xから請求されれば、二重に弁済せざるをえない。~~

Bの通知は、Aの委任を受けていますから有効です。Bへの弁済後に、第三者対抗要件を備えた譲受人Xが登場しても、第三者対抗要件は、債権が有効に存在している限りで意味がありますから、すでに弁済された後にそれを備えても無意味で、YによるBへの弁済の効力には影響せず、Yは二重払いをしなくてよいのです。

- 02 Aは、Yとの間の建物建築工事請負契約に基づく請負報酬債権をXに譲渡し、Yが単純な承諾をしてしまった。この場合、Xからの支払請求に対して、~~Yは、右債権の譲渡後に生じた仕事完成義務不履行を事由とする当該請負契約の解除をもって、Xに対抗することができない。~~

判例によると、未完成仕事部分に関する請負報酬金債権の譲渡について、債務者が異議をとどめない承諾をしても、譲受人は、通常、右債権が未完成仕事部分に関する請負報酬債権であることを知っていますので、債務者は、右債権の譲渡後に生じた仕事完成義務不履行を事由とする当該請負契約の解除をもって、譲受人に対抗することができます(前掲最判昭42・10・27)。有力学説は、譲渡後の債務不履行解除は譲渡時には主張できなかった抗弁なので、異議を留めない承諾によっても切断されないとします。判例とは構成が異なりますが、本問での結論は一致します。この認識は大事です。

3割以上の人が不正解で、多くの答案が本問を正しい文章としていました。

- 03 AがYに対するα債権をBとXに二重譲渡した。いったんXに対して口頭で単純な承諾をしてしまったYは、その直後にBへの譲渡について確定日付のある通知がAから届いたとしても、~~Bへの譲渡を知らなかったXからのα債権の支払請求を拒絶することはできない。~~

異議を留めない承諾は、抗弁切断効を有するのみで、譲渡対象債権の帰属は、確定日付のある通知又は承諾を備えたBに確定しますので、Yは以後Xの支払請求を拒絶できます。

- 04 指名債権が二重譲渡されていずれも確定日付のある通知を備えた場合、判例や供託実務によれば、債務者は、通知が同時に到達した場合も先後が不明の場合も、いずれの譲受人に弁済してもいいがいずれかに弁済しなければならず、~~債権者不確知を理由に供託をすることはできない。~~

判例(最判昭55・1・11民集34巻1号42頁・P II 104、最判平5・3・30民集47巻4号3334頁・P II 105)によりますと、いわゆる同時到達の場合も先後不明の場合も、債務者は譲受人のいずれかに弁済をしなければなりません。しかし、同時到達の場合には供託ができないとされるのに対して、先後不明の場合には、債権者不確知を理由に供託ができます。

本問では「先後が不明の場合も」の部分のみを消している答案も正解としましたが、それでも約半数の人が不正解でした。「いずれの譲受人に弁済してもいいがいずれかに弁済しなければならず、」の部分の誤りとする答案が多く見られましたが、この部分は正しいのです。

- ⑯ AがBに対して有する弁済期未到来の120万円の債権全部をXとYに譲渡し、いずれもBに通知したが、確定日付はどちらにもなかった。弁済期到来後、Bがいずれに支払うべきか、支払わなければならないかについては、

考え方が3とおり成り立つ。

①先到着者に弁済すべきとする説、②いずれにも弁済拒絶を肯定する説、③いずれかに弁済しなければならないとする説が成り立ち、決め手に欠けます。

06 AがYに対して有する債権をXとBに二重譲渡した。Xへの確定日付のない譲渡通知がYに到達した翌日に、確定日付のあるBへの譲渡通知の内容証明郵便がYに到達した。~~両方の通知が届いた後、Yは、債務者対抗要件を備えたXから請求されれば、支払わなければならない。~~

確定日付を備えてXに優先するBが登場したことで、Yが支払うべき相手方はBに確定しますので(Xは権利を失っているという抗弁がYにはできません)、YはBにのみ支払えば足り、Xに支払う必要がありません。

07 A社はY社に対する複数の売掛代金債権をXに譲渡し、債権譲渡登記を備えた。その後、Aが同一の債権をZに譲渡して確定日付のある対抗要件を備えても、XがZに優先する。それゆえ、YがZの請求に応じて弁済しても、~~XはYに弁済を請求できる。~~

動産債権譲渡特例法の特色は、第三者対抗要件と債務者対抗要件を分離した点にあります。Xは登記を備えても、債務者対抗要件(次問参照)を備えない限り、債務者Yに対する履行請求ができません。Yは仮にXの存在を知っていても、Yに弁済する必要はありませんから、民法上の債務者対抗要件をも備えたZに弁済すれば、確定的に免責されます。XはYには、何らの権利主張もできません。

約6割の人が不正解でした。本問を正しい文章であるとしている答案のほか、「XがZに優先する」という部分を誤りとする答案が多く見られました。なお、一通だけ、最終行の「Yに」の部分のみを消している答案がありました。XはZに対して不当利得返還請求ができるとしても、弁済を請求できるわけではないので、この答案は不正解としました。

08 A社がB社と合併し、X社となった。この場合、~~X社が、A社の有していたYに対する債権を行使する場合にも、債務者対抗要件を要する。~~

XはAの包括承継人であり(会754条・756条)、かつ、その間の債権の移転は意思表示による債権譲渡ではないので、対抗要件を要しません。

09 AがYに対してα債権を有していて、この債権を担保するためY自身の所有する甲建物に抵当権を設定し登記をした。YがAに対してα債権を全額弁済した後、抵当権の抹消登記がされないでいるうちに、AがXに対してα債権を譲渡し、Yがこれに対して誤って単純な承諾をしてしまった。この場合、Xは、弁済の事実を知らなかったとしても、登記に公信力がない以上、~~弁済により消滅した甲建物上の抵当権を取得できない。~~

Yは、異議を留めない承諾によりα債権の消滅をXに対抗できず、Xの抵当権の取得も否定できません。

10 確定日付のある通知または承諾がなければ権利取得を対抗できない「第三者」に該当する者は、多重譲受人、質権者、差押債権者、破産管財人、~~譲渡債権の保証人~~などである。

譲渡債権の保証人に対する保証債権は主たる債務者に対する債権に付従しますので、独立に対抗要件を備える必要がなく、それゆえ保証人は、対抗要件で保護される「第三者」には該当しません。また、債務者対抗要件も備えずに履行請求ができるとされています。

約4割の人が不正解で、本問を正しい文章であるとしている答案のほか、「質権者」や「破産管財人」が第三者に当たらないとしている答案が見られました。